

# 特定少年の実名報道の是非

増子 優花

- 1 はじめに
- 2 実名報道が問題となった判例
- 3 実名報道のメリット・デメリット
- 4 私見
- 5 おわりに

## 1 はじめに

2022年4月1日に施行された改正少年法では、引き続き20歳未満の者が「少年」と定義される一方で、18歳・19歳の者は新たに「特定少年」と定義された。そして、この改正少年法により新設されたのが、特定少年の実名報道の解禁である。家庭裁判所の少年審判に付されたもの、または18歳未満の時に犯した罪によって控訴を提起されたものについては、本人であることを推知できるような記事や写真を出版物に掲載されることが少年法61条によって禁止されている。

従来は18歳・19歳の少年についての推知報道を禁止されていたが、改正少年法では、18歳・19歳の特定少年が正式に起訴された場合について、推知報道の禁止が適用除外とされた。

したがって18歳・19歳の者が正式に起訴されれば、報道機関は実名報道を行うことが可能になった。これにより、罪を犯した時点において18歳・19歳であったものについては、起訴されることを条件に、実名や顔写真も含めた報道が可能となる。

2022年の少年法改正で少年法が厳罰化へと進み、これに対する社会的な賛否が改めて注目を集めている。本稿では、実名報道が問題となった判例や、メリット・デメリット、実名報道による少年への影響等を検討したうえで私見を述べていく。

## 2 実名報道が問題となった判例－堺市通り魔事件

### ①事件の概要

1998年（平成10年）1月8日8時50分頃、大阪府堺市宮下町および堺市津久野町3丁の路上で上半身裸になった19歳の無職の男が、登校中であった女子高校生1年生（15歳）の服をつかみ、背中など4か所を所持していた包丁で刺した。男は逃げようとする女子高校生を追いかけ、現場から約100m離れた路上で幼稚園の送迎バスを待っていた女兒（5歳）と母親の背中を刺した。女兒は死亡、女子高校生と母親は重傷を負った。大阪府西堺警

察署は、現場近くの空き地にいた男を、殺人未遂容疑で緊急逮捕した。男はシンナー中毒であり、事件当日も吸引して幻覚状態に陥っていた。その後、少年は現行犯逮捕され、家裁送致後、検察官送致を経て殺人罪で起訴され、懲役18年の有罪判決が確定した。

これを1998年（平成10年）4月、月刊誌新潮45が記事中に少年の出生年月、出生地、非行歴や職歴、交友関係等被上告人の経歴と合致する事実を掲載した。そこで少年は新潮社編集長らを告訴した。

## ②判旨

大阪地裁平成11年6月9日の判決では、新潮社に対し、当該少年に対する人権侵害行為として、民法709条に基づき少年に対し不法行為責任を負うものといわなければならないとして、損害賠償の支払いを命じた<sup>1</sup>。少年法61条が少年の保護を目的としている点が重視されているのに対し、本件は実名報道が人格権を侵害すると認定され、裁判所は、少年法61条に基づき、少年の実名や顔写真を特定できる形で報道したことがプライバシー権や名誉権の侵害に当たるとしたからである。

しかし、大阪高裁平成12年2月29日の判決では、損害賠償請求を退けた。裁判長は「少年に違反した報道であっても、記事が社会的に正当な関心事で、表現が不当でない場合は違法性を欠き、プライバシーなどの侵害とはならない」と判断し、憲法21条の「表現の自由」を優先させた。そのうえで、今回の堺市通り魔事件は重大さから社会的に関心の高い事件とし、「表現内容・方法が不当とは言えず、実名報道が男性の権利侵害とはならず損害賠償請求権は認められない」とした<sup>2</sup>。

## 3 実名報道のメリット・デメリット

2022年の少年法改正で少年法が厳罰化へと進み、これに対する社会的な賛否が数多くある。賛成する人の多くは「民法上成人で、大人と同じ扱いをするべきだから。」という意見であり、その一方で「本人の立ち直りの機会を奪うことになるから」という反対意見も多数ある。これも含め、実名報道を行うメリット・デメリットを挙げながら、少年への影響も検討していく。

### 【メリット】

#### ①情報の正確性が上がる

実名報道により、信憑性の高い情報源から情報を提供することを促すことができる。これにより、情報の質が向上し、読者や視聴者はより正確な情報を得ることができる。また、情

---

<sup>1</sup> 大阪地裁平成11年6月9日家庭裁判月報51巻11号153頁

<sup>2</sup> 大阪高裁平成12年2月29日判例時報1710号121頁

報の正確性が保たれることで、社会全体の信憑性や透明性が高まり、公共の利益にも繋がる。

## ②犯罪の予防

犯罪者が実名で報道されることで、社会的な非難や制裁対象となるため、同様の罪を犯すことへの抑止力となる。実名報道は、犯罪者が責任を持つことを促し、その行動の結果に対する社会的な責任を認識させることができる。また、実名報道により、犯罪が社会的に非難されることで、一般の人々が同様の罪を犯すことへの抵抗感を強く得る効果も期待される。実名報道は犯罪の予防に繋がるという観点より、犯罪を減少し、社会全体の安全を向上させる手段の1つであるともいえる。

### 【デメリット】

#### ①被害者や家族・遺族に対する二次被害

被害者や家族・遺族の名前や個人情報が公開されることで、メディアスクラムが発生する恐れがある。取材陣が関係者に強引な取材を行い、被害者や家族・遺族にとってストレスや心理的負担に繋がる可能性がある。

特に、性暴力被害などの場合、セカンドレイプといわれる現象が起こる可能性も考えられる。これは、周囲の好奇心や非難的な態度により被害者や遺族・家族が再び被害を受けることをいう。例え、被害者に励ますつもりでかけた「もう忘れた方がいい」という言葉も、14.9%の被害者が傷ついたと回答している結果もある<sup>3</sup>。

このような問題は、被害者や遺族・家族の心身を傷つけ、今後の生活をも揺るがすことになることがある。被害者や遺族・家族のプライバシーと尊厳を守り、適切なサポートを提供することが大切である。

#### ②更生後の社会復帰への悪影響

特定少年として実名報道がなされると、少年の氏名や顔写真などが新聞やテレビ、インターネットで報道される。この中でも特にインターネット上の記事は、新聞やテレビの記事とは異なり、事件後も半永久的に残ってしまう可能性が高く、調べれば簡単に閲覧が可能である。そのため、特定少年が罪を償い、社会に復帰するために就職活動をしようとしても、採用担当者が犯罪の事実を知ることになり、採用を見送られる可能性がある。また、採用されたとしても、インターネット上の記事により犯罪事実が知られることになれば、入社できたとしても会社に居づらくなることもある。令和2年版犯罪白書では、令和元年に保護観察が終了した保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、再処分率を就学・就労別に調査した結果があり、就学・就労している人がそれぞれ11.8%、15.2%に対し、無職の少年は

---

<sup>3</sup> NHK, 「親や友人からのセカンドレイプ 性被害者の二次被害を防ぐためには」  
(2022.6.24) <https://www.nhk.or.jp/minplus/0026/topic067.html> (2025.1.2 閲覧)

41.5%であり、無職の少年の方が再処分率が高いこと明らかにされている<sup>4</sup>。よって、実名報道は少年の更生に支障をきたすともいえる。

#### 4 私見

ここまで実名報道のメリット・デメリットやその影響を述べてきたが、これらを踏まえた私見は、特定少年の実名報道は行うべきではないということである。理由としては、少年法の理念である健全育成及び社会復帰に多くの悪影響を及ぼす可能性が大きいと考えるからである。繰り返しになるが、先ほど挙げたデメリットの2つ目で、更生後の社会復帰への悪影響について述べたように、インターネット上の記事は新聞やテレビの記事とは異なり、事件後も半永久的に残ってしまう可能性が高く、調べれば簡単に閲覧が可能である。そのため、就職活動がうまくいかず、自分の居場所を見いだせないことにより、再び犯罪に手を染めてしまう可能性が高まり、社会復帰に大きな影響を及ぼすことが考えられる。

実名報道によるメリットもいくつかあるため、過度に制限する必要はないと思うが、これまで述べてきたように、少年法の理念である社会復帰に大きな影響を及ぼす可能性があるため、特定少年の実名報道は行うべきではないと考える。

#### 5 おわりに

本稿では、実名報道が問題となった判例や、メリット・デメリット、実名報道による少年への影響等を検討した。表現の自由や国民の知る権利は憲法で保障されている権利であるため、過度に制限することは許されない。しかし、少年事件を報道する際は、実名や顔写真を報道しなくても、事件の概要を報道すれば十分だと考える。実名報道は、一種のデジタルタトゥーでもあるのではないか。そのため、一度実名や顔写真が報道されてしまえば、少年の社会への復帰は難しくなってしまう、居場所がなくなることで再び犯罪に手を染めてしまう可能性がある。したがって、少年の居場所を作るためにも特定少年の実名報道は行うべきではないと考える。

以上

---

<sup>4</sup> 法務総合研究所「令和2年版犯罪白書」

[〈https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67\\_2\\_5\\_2\\_5\\_4.html〉](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67_2_5_2_5_4.html) (2025.1.2 閲覧)